

# 告示

## 埼玉県告示第七百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
ニチイケアセンター狭山	事業者所在地	東京都千代田区神田駿河台二―九	東京都千代田区神田駿河台四―六	訪問介護
ニチイケアセンター飯能	事業者所在地	東京都千代田区神田駿河台二―九	東京都千代田区神田駿河台四―六	訪問介護
ニチイケアセンター北秋津	事業者所在地	東京都千代田区神田駿河台二―九	東京都千代田区神田駿河台四―六	訪問介護
アイン薬局春日部西口店	事業者所在地	東京都渋谷区代々木二―一五	さいたま市大宮区桜木町一―七―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局久喜本町店	事業者所在地	東京都渋谷区代々木二―一五	さいたま市大宮区桜木町一―七―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局久喜南店	事業者所在地	東京都渋谷区代々木二―一五	さいたま市大宮区桜木町一―七―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局久喜店	事業者所在地	東京都渋谷区代々木二―一五	さいたま市大宮区桜木町一―七―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導





店 アイン薬局旭ヶ丘	沼店 アイン薬局坂戸小	店 アイン薬局北本	座 はなまる薬局新
在事業者所 地業者所	在事業者所 地業者所	在事業者所 地業者所	在事業者所 地業者所
代東京 五々都 木二 二一 一谷区	代東京 五々都 木二 二一 一谷区	代東京 五々都 木二 二一 一谷区	代東京 五々都 木二 二一 一谷区
一宮さ 七区いた 一桜たま 五木市 町大	一宮さ 七区いた 一桜たま 五木市 町大	一宮さ 七区いた 一桜たま 五木市 町大	一宮さ 七区いた 一桜たま 五木市 町大
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導